

市立幼保施設のあり方に関する方針 (案)

令和3年 月

袖ヶ浦市

目次

1. はじめに	1
(1) 方針策定の背景	1
(2) 方針の目的	2
(3) 方針の対象施設	2
(4) 本方針の位置付け	2
(5) 他計画との関係	3
2. 幼児教育・保育の現状	4
(1) 市内の幼児教育・保育施設(令和3年4月現在)	4
(2) 未就学児童数及び教育・保育サービス受給者数の推移	5
(3) 市立保育所及び幼稚園の入所状況	7
(4) 保育所入所待ち児童数及び待機児童数の推移	8
3. 幼児教育・保育の推進	9
(1) 第三期袖ヶ浦市教育ビジョン(袖ヶ浦市教育振興基本計画)	9
(2) 袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム	10
(3) 袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)	10
4. 幼児教育・保育の見込み	11
(1) 子育て応援プランに基づく令和6年度までの保育ニーズ見込み	11
(2) 将来の幼児教育・保育量の見込み	11
5. 幼児教育・保育施設の状況及び費用負担	13
(1) 子育て応援プラン(第2期)に基づく今後の保育所整備計画	13
(2) 市立幼児教育・保育施設の現況	14
(3) 保育施設の整備等に係る市の費用負担について	15
(4) 幼児教育施設の整備等に係る市の費用負担について	16
(5) 袖ヶ浦市の財政動向	16
6. 幼児教育・保育施設に関する課題	17
(1) 市立幼児教育・保育施設における共通の課題	17

(2)臨海部(昭和地区・長浦地区)における課題	18
(3)内陸部(根形地区・平川地区)における課題	18
7. 市立幼児教育・保育施設の基本的な考え方	19
(1)幼児期における教育・保育環境の向上	19
(2)幼児教育・保育ニーズの変化への対応	20
(3)多様な子育て支援と将来のまちづくりへの対応.....	21
8. 市立幼児教育・保育施設のあり方に関する方針	22

1. はじめに

(1)方針策定の背景

国は、出生率の低下による少子化の進行、核家族化や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を覚える家庭の増加、仕事と子育てを両立できる環境整備などの課題に対し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行しました。また、平成30年4月に施行された保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂により、保育所、幼稚園、認定こども園は「3歳児以上の幼児教育を行う施設」として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通化されました。

本市における小学校就学前の子どもの教育・保育の場は、幼児を対象に教育を行う幼稚園については市立幼稚園2園を整備し、また、保護者の就労等の事情により保育を必要とする子どもを対象とする保育所については、市内5地区にそれぞれ市立保育所を整備し、臨海部の私立幼稚園・保育園とともに長らく幼児教育・保育を担ってきました。

市では、平成28年3月に「袖ヶ浦市の幼児教育・保育の取組みについて」を策定し、入所率が低下している市立幼稚園については、1園体制として幼児教育を継続すること、人口増加が予想される昭和地区において、認定こども園整備により多様な保育サービスを提供することなどの取組を実施してきました。その後も、袖ヶ浦駅海側地区のほか各地での宅地開発による子育て世代の増加や、幼児教育・保育無償化によって増加を続ける保育需要に対し、民間事業者による保育施設の整備を進め、待機児童の解消に努めているところです。

その一方で、市立の幼稚園・保育所は昭和50年代に建設された施設が多く、老朽化の対応が課題となっており、効率的・効果的な対応が重要となっています。市では、公共施設の老朽化に伴う更新時期の集中や、人口減少及び少子高齢化による利用需要の変化等の課題に対して、平成28年8月に「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画」を策定し、すべての公共施設等を対象として、その適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって行政サービスを提供するための取組を進めています。

(2)方針の目的

幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることから、適正なサービスの提供はもとより、社会環境の変化に伴い多様化する保護者のニーズや地域の特性に対応するため、魅力ある子育て拠点としての役割を、幼児教育・保育施設が連携して推進する必要があります。

更に、公共施設の適切なマネジメントの観点から、将来の世代に過大な負担を残すことなく、行政サービスの水準を維持し、住民福祉の向上を図るため、市立の幼児教育・保育施設の今後の方向性について、基本となる方針を定めるものです。

(3)方針の対象施設

本方針の対象となるのは、市立保育所及び幼稚園の計6施設です。

地区	施設名	種別	定員(人)	建築年
昭和地区	福王台保育所	保育所	120	昭和51年
長浦地区	久保田保育所	保育所	120	昭和52年
根形地区	根形保育所	保育所	120	昭和58年
平川地区	平川保育所	保育所	90	平成6年
	吉野田保育所	保育所	90	昭和51年
	中川幼稚園	幼稚園	210	昭和53年

本市の多くの計画においては、市内を5地区(昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡地区)に分けて施策の展開を行っていますが、本方針では、人口や日常生活圏域、生活実態、教育・保育施設の整備状況等から、「平岡地区」と「中川・富岡地区」を合わせて「平川地区」とし、市内を4地区に区分して教育・保育サービスの提供体制の整備を行います。

(4)本方針の位置付け

本方針は、市立の幼稚園・保育所の今後の方向性について、対象施設が更新時期を迎える10年～20年後までを見据えて定めるものであり、各施設の具体的な整備等については、地区ごとに整備計画を別途策定するものとします。

(5)他計画との関係

本指針は、本市の子ども・子育て施策の総合的指針となる「袖ヶ浦市子育て応援プラン〔第2期〕(令和2年3月策定)」で定めた、計画期間(令和2年度から令和6年度の5年間)に必要な教育・保育の量の見込みの推計及び対応する定員の確保方策を勘案するほか、本市のまちづくりにおける最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」等と整合を図ります。

①袖ヶ浦市総合計画〔前期基本計画〕(令和2年6月策定)

重点的取組1 “誰もが活躍するまち”の実現

- ・子育て・教育環境の充実
- ・子育て支援として、必要な保育施設や保育士を確保しながら、多彩な保育サービスの充実に取り組むとともに、幼保連携を推進します。また、特色ある教育を推進し、子ども達の「生きる力」を育むとともに、子どもたちの健全な成長を促します。

②第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月策定)

基本目標1 ～結婚・出産・子育ての希望がかなうまち 袖ヶ浦～

- ・幼児期の教育・保育の充実
- ・待機児童の早期解消を図るため、私立保育施設の開設を支援し、保育サービスを確保します。また、核家族化の進行や共働き世帯の増加、交通網の整備に伴う保護者の通勤範囲の拡大など、就業形態の多様化が今後も進展することが見込まれるため、多様化する保育ニーズに応えるサービスの展開など、引き続き、幼児教育・保育の質の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

③袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画(平成28年8月策定)

施設類型ごとの管理に関する基本方針

- ・②児童施設(保育所・児童館・放課後児童クラブ)
- ・子ども・子育て支援事業計画を踏まえた幼保の連携や一体的な運営を推進します。また、引き続き指定管理者等による民間事業者の能力を活用した管理運営を実施します。

④袖ヶ浦市第7次行政改革大綱 (令和2年3月策定)

○ 袖ヶ浦市第7次行政改革大綱アクションプラン

〈第1の柱〉将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

- ・市立保育所・幼稚園のあり方の検討
- ・現状の人口分布や将来推計、また施設の管理運営状況等をも考慮した将来的展望を検討し、計画的な対応を実施していくことで、多様なニーズに応える保育サービスを継続的に提供することが可能となり、未来を見据えた子育て環境の構築が実現できる。

2. 幼児教育・保育の現状

(1)市内の幼児教育・保育施設(令和3年4月現在)



地区	市立			私立			
	幼稚園	保育園	地域型 保育※	幼稚園	保育園	認定こ ども園	地域型 保育※
昭和		1	1		4	1	2
長浦		1		2	3		2
根形		1					
平川	1	2					
合計	1	5	1	2	7	1	4

※地域型保育:小規模保育、事業所内保育、家庭の保育

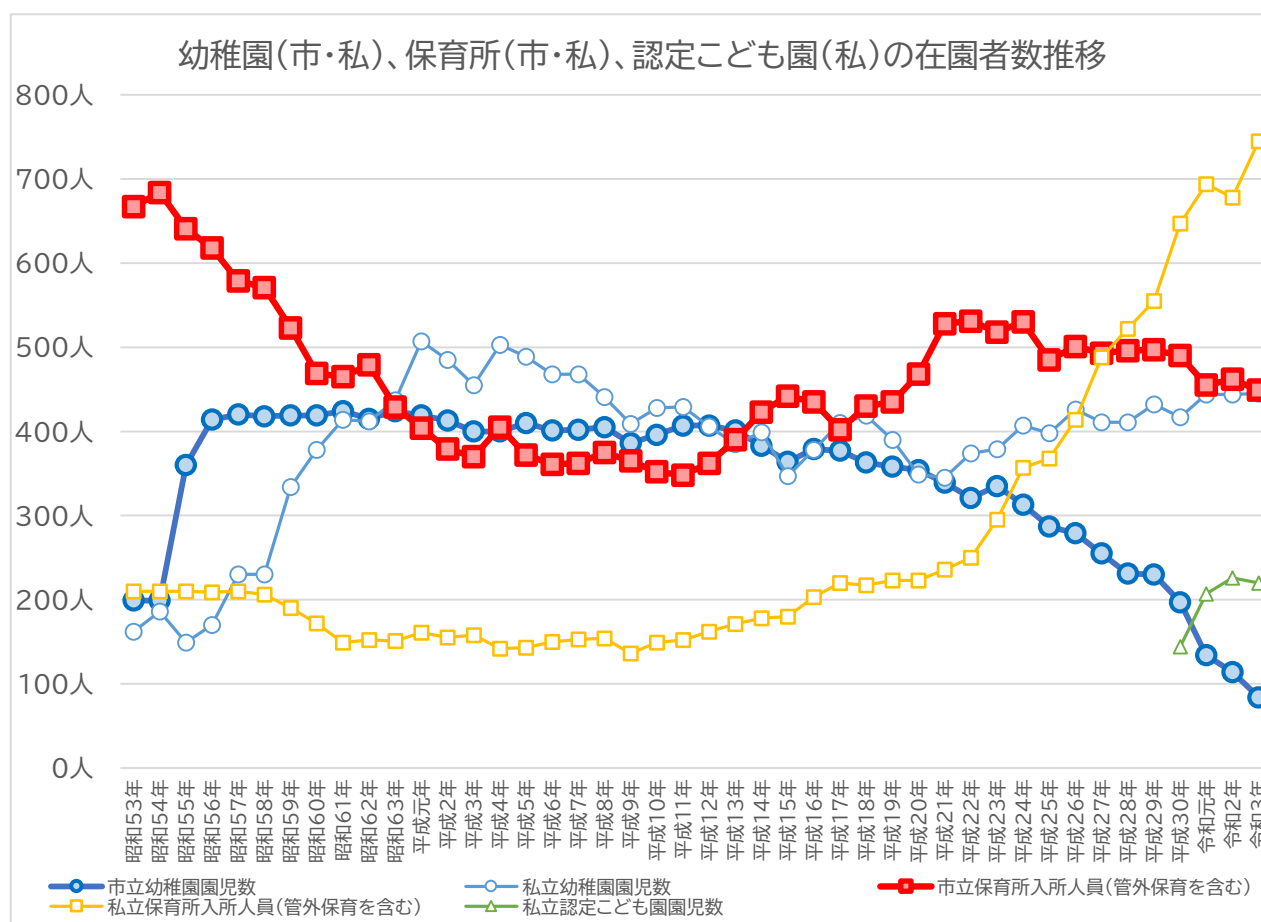
(2)未就学児童数及び教育・保育サービス受給者数の推移

①未就学児童数(4月1日現在)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
未就学児童数(人)	3,158	3,220	3,227	3,407	3,477	3,540	3,633

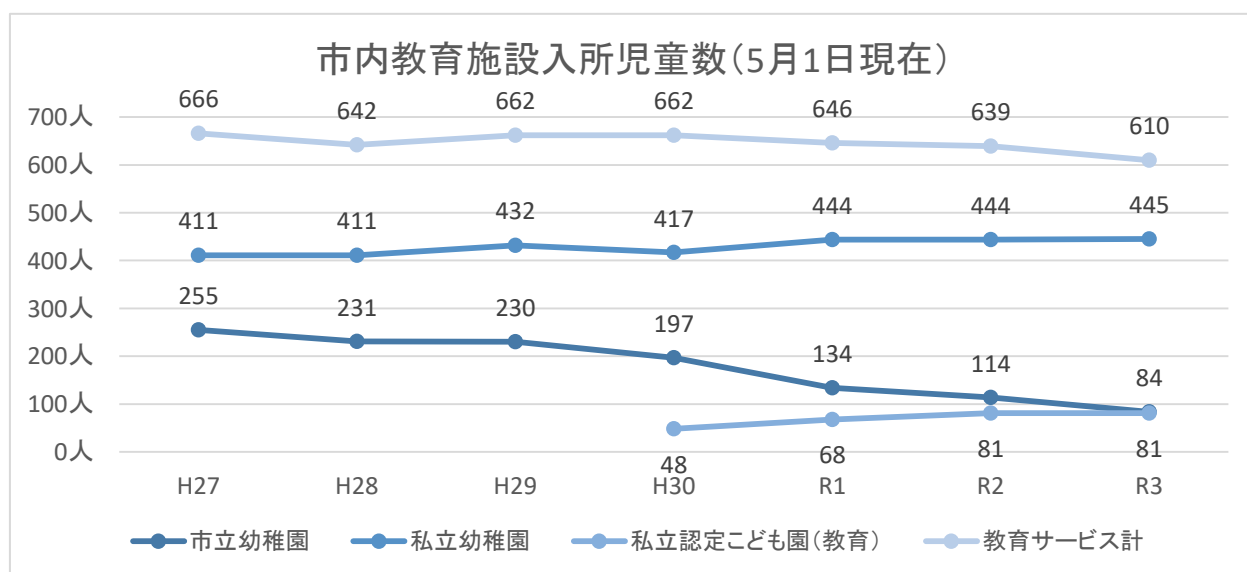
- 未就学児(0～5歳児)の数は、袖ヶ浦駅海側地区における子育て世代の転入などにより、平成27年度から令和3年度までの6年間で475人(約15%)の増となっています。

②教育・保育サービス受給者数の長期推移



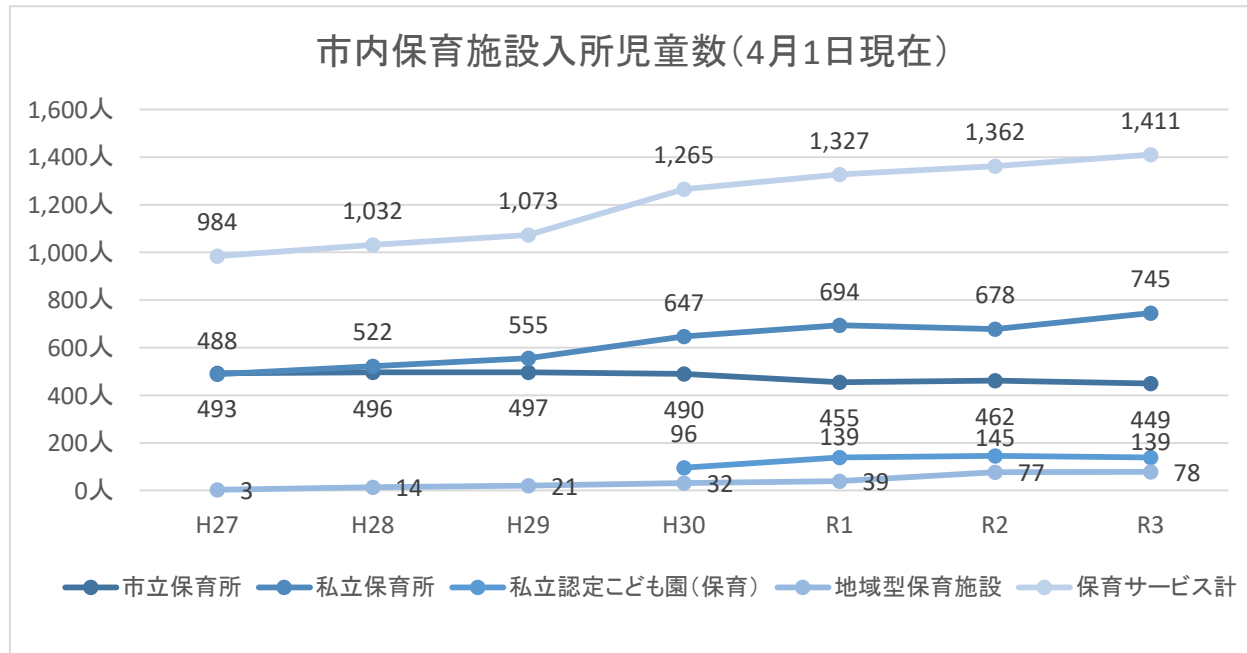
- 幼稚園・保育所整備が一段落した昭和60年頃から、各施設とも在園者は横ばいの状況でしたが、平成10年頃から保育所のニーズが増加し、近年の私立保育所整備によって、現在は私立保育所を利用する児童が最も多くなっています。
- 保育所のニーズが増加するにつれ、市立幼稚園は園児数が大きく減少しています。

③直近の教育施設入所児童数



- 教育施設(幼稚園及び認定こども園の教育認定)の総入所児童数は、この6年間、横ばいから微減で推移しています。このうち、私立幼稚園や認定こども園(教育認定)は増加しているものの、市立幼稚園の入所児童数は減少が続いています。

④直近の保育施設入所児童数



- 保育施設(保育所・認定こども園の保育認定・地域型保育)の入所児童数は、平成27年度から令和3年度の6年間で427人(約43%)の増となっています。民間事業者による施設整備により、私立の保育所・認定こども園・地域型保育施設などの入所者数が増加している一方、市立保育所の入所者数は横ばいから微減で推移しています。

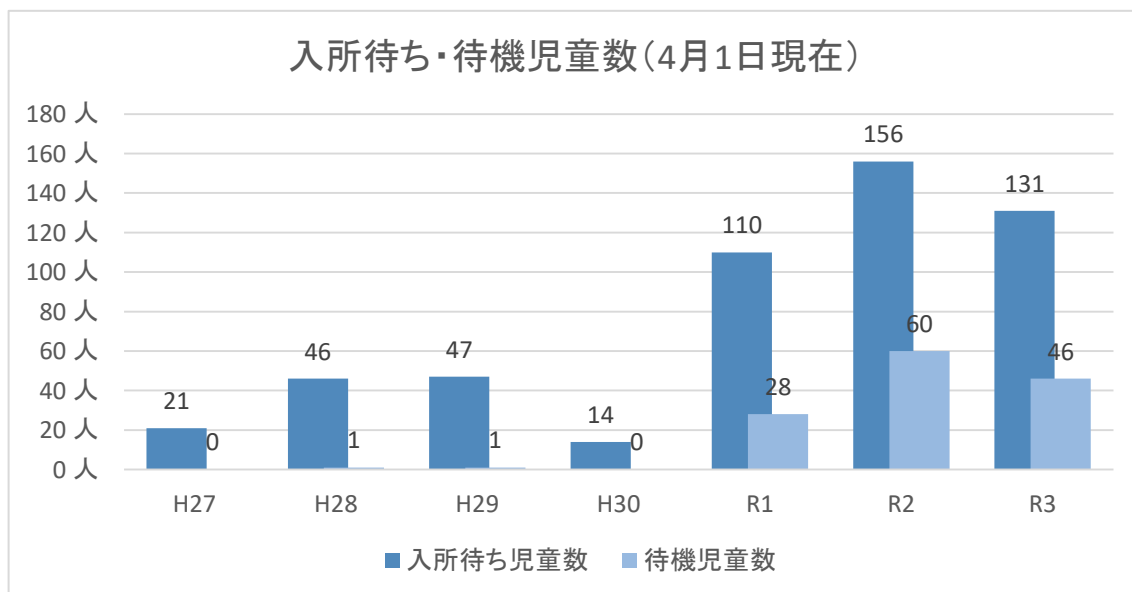
(3)市立保育所及び幼稚園の入所状況

区分		定員	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保育所	福王台 保育所	120	123	126	121	120	114	120	115
			102.5%	105.0%	100.8%	100.0%	95.0%	100.0%	95.8%
	久保田 保育所	120	114	126	128	119	106	114	104
			95.0%	105.0%	106.7%	99.2%	88.3%	95.0%	86.7%
	根形 保育所	120	109	101	106	107	93	88	88
			90.8%	84.2%	88.3%	89.2%	77.5%	73.3%	73.3%
	平川 保育所	90	73	70	67	66	70	69	71
			81.1%	77.8%	74.4%	73.3%	77.8%	76.7%	78.9%
吉野田 保育所	90	74	73	75	78	72	71	71	
		82.2%	81.1%	83.3%	86.7%	80.0%	78.9%	78.9%	
幼稚園	今井 幼稚園	210	175	157	153	126			
			83.3%	74.8%	72.9%	60.0%			
	中川 幼稚園	210	80	74	77	71	134	114	84
			38.1%	35.2%	36.7%	33.8%	63.8%	54.3%	40.0%

※ 各年度とも保育所は4月1日、幼稚園は5月1日現在。上段は入所者数、下段は入所率

- 市立保育所のうち、人口の多い昭和地区の福王台保育所、長浦地区の久保田保育所は100%に近い入所率になっています。
- 根形保育所は市立保育所で唯一、一時預かりを実施しているものの、定員に対して70%程度の入所率となっています。また、平川保育所及び吉野田保育所では、4～5歳児のクラスが定員に達していないことから、80%前後の入所率となっています。
- 保育所の入所については、年度後半に向けて入所者数が増加する傾向にあります。
- 市立幼稚園は令和元年度に今井幼稚園を中川幼稚園へ統合しましたが、入所率は減少しています。

(4) 保育所入所待ち児童数及び待機児童数の推移



- 本市では、袖ヶ浦駅海側地区をはじめとした子育て世帯の転入により保育ニーズが急増しており、私立認可保育所や私立幼保連携型認定こども園などを整備してきたところで、令和3年4月時点では、新たな私立保育施設の開所による改善が見られ、保育所の入所待ち児童数は131人に減少し、入所待ち児童数から特定の保育所のみを希望している児童や、保護者が育児休業中の児童などを除外した、いわゆる国基準の待機児童数も46人に減少しました。
- 急増する入所待ち児童への対策として、令和3年度中に私立認可保育所2園及び小規模保育所2園の整備を支援し、令和4年4月までに238人分の保育定員を新たに確保することとしています。

(参考) 令和3年度～令和4年度開設予定の保育施設

施設名称	施設種別	地区	定員	開設時期(予定)
スクルドエンジェル保育園神納園	認可保育所	昭和	70人	令和3年10月
アレッタ袖ヶ浦園	小規模保育	昭和	19人	令和3年10月
(仮)スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅲ	小規模保育	昭和	19人	令和3年12月
(仮)クニナ袖ヶ浦保育園	認可保育所	昭和	130人	令和4年 4月

3. 幼児教育・保育の推進

(1)第三期袖ヶ浦市教育ビジョン(袖ヶ浦市教育振興基本計画)

将来を担う子どもには、今後も様々に変化していく社会の中で、明日に夢を抱き、その実現に向け力強く未来を切り拓いていく「生きる力」と人としての優しさを兼ね備えた「心の豊かさ」が必要だと考えます。

袖ヶ浦市教育委員会では、「未来を創る 心豊かで いきいきとした 人づくり」を基本目標とした、令和3年度を初年度とする「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン(袖ヶ浦市教育振興基本計画)」を策定し、基本目標を実現するための4つの目標のうち、子どもに関する目標を「心豊かな たくましい子どもの育成を支援します」としています。

○「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進

第三期袖ヶ浦市教育ビジョンでは、令和3年度から7年度までの5年間を通じて取り組む施策(前期計画)における幼児教育の推進について決めました。

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期であるため、幼児教育においては、一人ひとりの発達の段階に応じ、生活や遊びの場を通じて、健やかな心と体を育み、道徳心を芽生えさせるなど、「生きる力」の基礎を培うことが求められていることから、「生きる力」の基礎を培う幼児教育の推進として以下の施策を推進します。

①幼児教育の充実と特色ある幼稚園づくりの推進

- 「生きる力」の基礎を培う遊びや生活の充実
- 「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」に基づいた幼児教育の充実
- 「カリキュラムマネジメント」による特色ある幼稚園づくりの推進
- 専門機関および関係機関との連携

②幼稚園と保育所の横の連携と小学校とのなめらかな接続の推進

- 縦横の連携を踏まえた行事等における子ども同士の交流促進
- 相互保育参観や合同研修会、情報交換会を活用した教職員相互の連携促進
- 「アプローチカリキュラム」「スタートカリキュラム」を生かした幼小の円滑な接続
- 保育・幼児教育の連携の検討

③幼稚園における子育て支援体制の充実

- 多様なニーズに応える子育て支援体制の充実と活性化
- 各種便り、ホームページ、ポータルサイトによる子育て環境の提供を拡充

(2)袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム

平成28年3月の「袖ヶ浦市の幼児教育・保育の取組みについて」において、「各施設における一貫性のある幼児教育・保育を提供するため、市立幼稚園・保育所共通の幼児教育カリキュラムの作成に取り組み、幼児教育・保育の質の向上や小学校との円滑な接続等を目指す」とされています。

この取組を踏まえ、より質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、幼保連携の強化、更には小学校への滑らかな接続を目指し、保育所・幼稚園・幼保連携型認定こども園における共通的な幼児教育・保育の内容に関する全体的な教育の指針として、平成29年11月に「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」を策定しました。

本カリキュラムでは、「知識・技能の基礎を身に付けた子ども」「思考力・判断力・表現力等の基礎を身に付けた子ども」「学びに向かう力・人間性等の基礎を身に付けた子ども」の3つの視点を元に、袖ヶ浦市の育てたい子どもの姿として「生きる力の基礎を身に付けた子ども」を目標に掲げ、袖ヶ浦市に在住する全ての幼児が、乳幼児期にふさわしい経験を確実に積み重ねて小学校に入学できるようにすることを目的としています。

(3)袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)

本市における今後の子ども・子育て支援の方針を定め、地域の協力のもと、子育て支援の各事業を計画的に推進していくため、令和2年3月に「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」を策定しました。

子育て応援プランにおいては、計画期間(令和2年度から令和6年度までの5年間)に必要な教育・保育の量の見込みの推計及び対応する定員の確保方策のほか、教育・保育の一体的提供及び推進体制について、以下のように定めています。

○教育・保育の一体的提供及び推進体制(抜粋)

幼児期の教育・保育は、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、家庭や地域の教育力・子育て力の向上に向けた支援を実施していく必要があります。

本市では、増加する保育ニーズに対応するため、私立認可保育所及び小規模保育事業等を中心とした整備を進めていきますが、保育所(園)の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、認定こども園への移行・新設の促進、公立の幼児教育・保育施設のあり方検討などにより、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

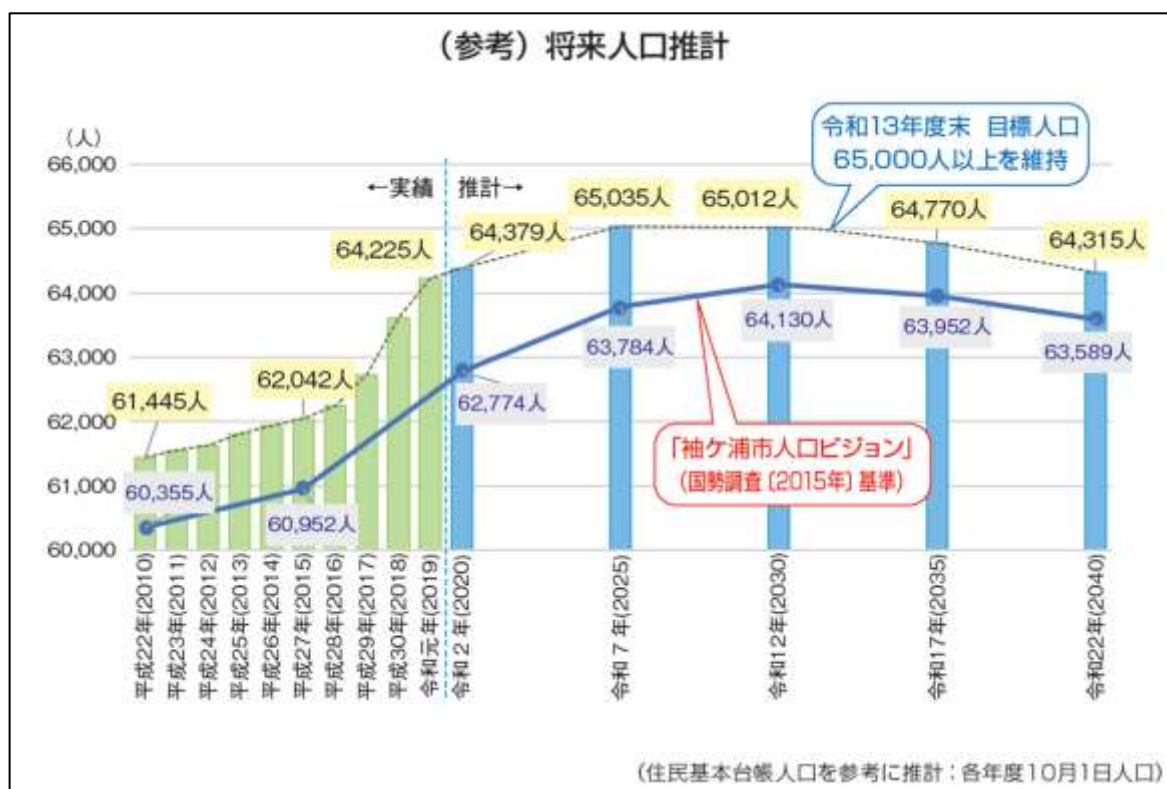
4. 幼児教育・保育の見込み

(1) 子育て応援プランに基づく令和6年度までの保育ニーズ見込み

		子育て応援プラン(第1期)					子育て応援プラン(第2期)				
4月1日		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	計画	3,176	3,176	3,249	3,275	3,304	3,449	3,482	3,432	3,415	3,369
	実績	3,158	3,220	3,227	3,407	3,477	3,540	3,633			
(申込者数) (保育ニーズ)	計画	1,209	1,203	1,225	1,235	1,247	1,612	1,657	1,659	1,675	1,678
	実績	980	1,044	1,130	1,288	1,459	1,563	1,595			

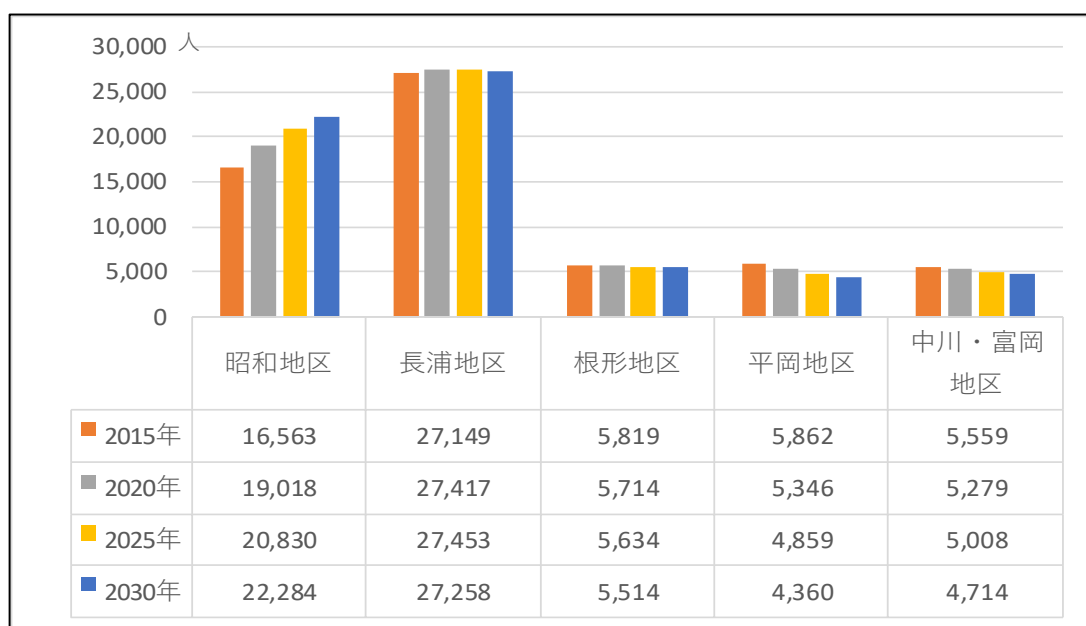
(2) 将来の幼児教育・保育量の見込み

① 総人口の推計(袖ヶ浦市総合計画より)



- 令和2年3月に策定した「袖ヶ浦市総合計画(基本構想)」では、最新の人口動向や市を取り巻く状況等を踏まえて、将来の目標人口を推計しています。また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口の将来展望をまとめた「袖ヶ浦市人口ビジョン」を策定しています。

②地区別人口の推計(袖ヶ浦市人口ビジョン2019年度版参照)



- 人口ビジョン2019年度版では、市内を昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の5地区に分けて推計していますが、本方針においては平岡地区及び中川・富岡地区をまとめて平川地区として、昭和、長浦、根形、平川の4地区に分けて集計しています。

③幼児教育・保育量の見込み

- 近年当市の人口は増加を続けているものの、令和7年～12年頃にピークを迎えた後に、緩やかな減少局面となる見通しであり、未就学児についても減少が懸念されます。
- 地区別に見ると、子育て世代の転入が続いている昭和地区では、当面は人口増加が見込まれています。また、長浦地区及び根形地区の人口はほぼ横ばいである一方で、平岡地区や中川・富岡地区については、人口減少の傾向が続くものと見込まれています。
- 子育て応援プランの推計にあるように、未就学児が減少に転じても、子育て世帯の核家族化・共働き世帯増加により、保育需要は増加を続けるものと推計されます。一方で、幼児教育の需要は、今後、人口減少や保育需要の増加の影響を受けると考えられます。

5. 幼児教育・保育施設の状況及び費用負担

(1)子育て応援プラン(第2期)に基づく今後の保育所整備計画

区分	実績							計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童数	3,158	3,220	3,227	3,407	3,477	3,540	3,633	3,432	3,415	3,369
申込者数① (保育ニーズ)	980	1,044	1,130	1,288	1,459	1,563	1,595	1,659	1,675	1,678
市立保育所 (定員)	540	540	540	540	540	540	540	540	540	540
私立保育園 (定員)	460	460	490	580	580	640	716	946	946	1,076
認定こども 園(定員)	0	0	0	150	150	150	150	150	150	150
地域型保育 (定員)	5	5	24	44	44	82	82	120	120	120
保育定員 合計②	1,005	1,005	1,054	1,314	1,314	1,412	1,488	1,756	1,756	1,886
ニーズと定員 の差(②-①)	25	▲39	▲76	26	▲45	▲151	▲107	97	81	208

※各年度とも4月1日時点

- 平成27年度に1,005人だった保育定員は、私立保育施設の整備を支援することにより、令和3年度時点で1,488人まで増加しています。しかし、保育の申込者数は980人から1,595人と、定員を上回るペースで増加していることから、保育所入所待ち児童数が生じています。
- 平成27年4月時点では公立保育所の定員540人に対して私立保育園の定員は460人ですが、子育て応援プラン(第2期)の計画終期である令和6年度には、公立540人に対して私立の定員は1,076人まで増加すると見込んでいます。
- 令和2年3月に策定した「袖ヶ浦市子育て応援プラン(第2期)」では、令和6年度までに必要とされる保育量を推計し、令和2年度時点で1,412人であった保育定員を、令和6年度には1,886人まで拡大するため、私立保育施設の整備を推進するとともに、既存施設の定員見直しや、保育士確保による受入数の拡充を図ることとしています。

(2)市立幼児教育・保育施設の現況

区分	施設名	構造※	建築年	延床面積	児童数(R3)		耐震基準	耐震補強
					定員	在籍		
保育所	福王台保育所	木造	S51	988	120	115	旧	済
	久保田保育所	木造	S52	997	120	104	旧	済
	根形保育所	S	S58	1,145	120	88	新	—
	平川保育所	RC	H6	951	90	71	新	—
	吉野田保育所	木造	S51	943	90	71	旧	未
幼稚園	中川幼稚園	S	S53	984	210	84	旧	済

※保育所の在籍児童数は4月1日、幼稚園は5月1日現在

※構造のうち、Sは鉄骨造、RCは鉄筋コンクリート造

- 市立の幼児教育・保育施設は、平成6年に建替えた平川保育所を除き昭和50年代に建築されており、建築から約40年が経過しています。
- 昭和56年の耐震基準改正より前に建造された施設のうち、福王台保育所・久保田保育所・中川幼稚園は耐震改修を行っています。
- 吉野田保育所については、平成29年8月に建物調査を行った結果、構造上大きな問題は見受けられませんでした。全体に経年相応の劣化がありました。

(3) 保育施設の整備等に係る市の費用負担について

平成16年の三位一体改革により、公立保育所の整備・運営に関する費用は一般財源化されましたが、本市は普通交付税不交付団体であるため、新たに国から財源が充てられておらず、市立保育所の整備・運営費用については、従前の補助金制度と異なり、全額を市が負担しなければなりません。

① 保育施設の整備に関する費用負担

- 民間事業者が私立保育施設を整備する場合には、整備費用について国から1/2・市から1/4相当額の補助金が交付され、老朽化した私立保育施設を改修する場合も、同様に国と市から補助金が交付されます。
- 本市が市立保育施設を整備する場合や、改修する場合は全額市の負担となります。公設民営(指定管理等)の場合も同様の扱いとなります。

施設整備（認可保育所等）に関する費用負担			
公立	全 額 市 負 担		
私立	事業者 1/4	国 1/2 ※	市 1/4

※現在、国の施策として、一定の基準を満たすと国の負担割合がかさ上げされ、国2/3・市1/12の負担となります。

② 保育所の運営に関する費用負担

- 保育に通常要する費用を基に算定された公定価格から、利用者負担(保育料)を控除した額である施設型給付は、私立認可保育所の場合、国が1/2・県が1/4・市が1/4を負担することとなっています。公立保育所については普通交付税で措置されていますが、本市は普通交付税不交付団体であるため、全額市負担となります。
- 認可保育所の保育料は、公立も私立も保護者の収入等に基づき同一基準で算定されています。令和元年10月より、3歳以上及び住民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化されましたが、無償化に係る費用負担についても、私立認可保育所については国や県の負担がある一方、市立保育所は全額市の負担となっています。

保育所運営（認可保育所等）に関する費用負担				
公立	全 額 市 負 担		利用者負担 (保育料)	
私立	国 1/2	県 1/4	市 1/4	利用者負担 (保育料)
		施設型給付		
		公定価格		

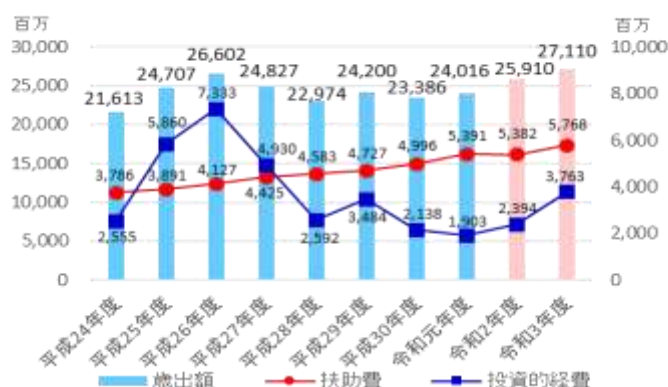
(4) 幼児教育施設の整備等に係る市の費用負担について

- 公立幼稚園の整備費について、老朽化による改築等は条件付きで国庫補助制度が適用されるものの、新增築については基本的に市負担となります。
- 公立幼稚園の運営費は普通交付税で措置されていますが、本市は普通交付税不交付団体であるため、全額市負担となります。
- 私学助成幼稚園の運営費は、保育料と県からの私学助成補助金(在籍児童数や定員等に基づき算出)により賄われています。

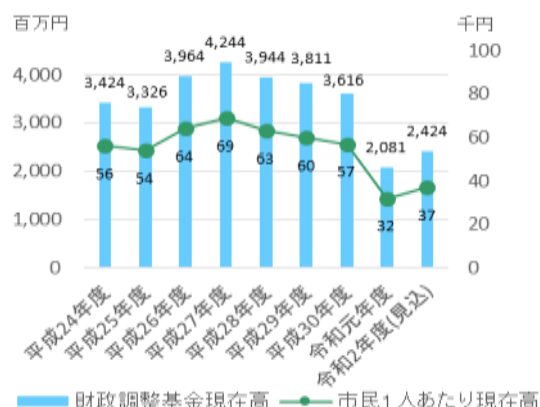
(5) 袖ヶ浦市の財政動向

- 高齢化の進展や子育て施策の充実により、扶助費などの社会保障関係費が増加を続けているほか、袖ヶ浦駅舎整備などの大規模公共事業を実施した結果、市債現在高も増加しています。
- 財政調整基金については、令和元年の台風災害対応に伴い減少しています。

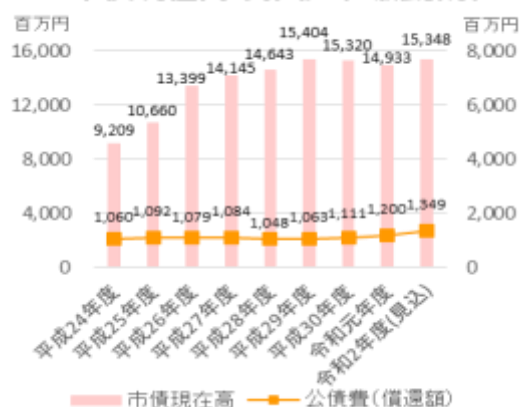
歳出額の推移



財政調整基金現在高の推移 (一般会計分)



市債現在高の推移 (一般会計分)



6. 幼児教育・保育施設に関する課題

これまで述べてきた本市の幼児教育・保育に関する現状及び今後の見通しを踏まえ、幼児教育・保育施設に関する課題を取りまとめました。

なお、昭和地区・長浦地区の臨海部と、根形・平川地区の内陸部では、地理的特性や人口構成、ニーズの違いが存在するため、市全体の課題と、臨海部及び内陸部の課題を区分しています。

(1)市立幼児教育・保育施設における共通の課題

- 少子化の進行、子育て世代の核家族化や共働き世帯の増加や、就労形態が多様化する中で、従前の幼稚園・保育所の枠組みでなく、保護者の就労形態にかかわらず子どもが幼児教育・保育の機会を得られる幼保連携を推進し、保護者の選択肢を広げ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが重要となっています。
- 平成30年4月に改訂された国の保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、「幼児期に育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が共通に示されたことにより、小学校への円滑な接続に向け、就学前施設の区分なく幼児期に期待する姿の実現が求められています。
- 本市では従前から私立幼稚園・保育園が幼児教育・保育の一翼を担ってきたほか、近年では保育需要の急増に対応するため、私立保育園・認定こども園等の整備を推進しています。今後、長期的なスパンで保育需要が減少する局面となった場合の対応について考慮する必要があります。
- 幼児教育・保育を担う人材が全国的に不足しており、市立の幼稚園・保育所においても例外ではなくなっていることから、効率的な運営が必要となっています。
- 市立の幼保施設は老朽化が進行し、近年に建設した私立認定こども園や私立保育施設と比較すると、設備など機能面での格差が大きくなっています。また、整備にあたり、本市の場合は、国や県からの財源が見込めないことから、効果的な施設マネジメントが重要となっています。

(2)臨海部(昭和地区・長浦地区)における課題

- 袖ヶ浦駅海側地区をはじめとした宅地開発により子育て世代が増加し、特に保育ニーズが急増していることから、待機児童解消に向けた新たな保育施設の整備が急務となっています。
- 新たに整備された保育施設が昭和地区(特に袖ヶ浦駅海側地区)に集中しているため、今後保育ニーズが減少した場合には、私立幼保施設との調整が必要となります。
- 市が行っている「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」では、日常的又は緊急時に子どもを見ることができる親族や友人がいない割合が内陸部と比較して多くなっています。

(3)内陸部(根形地区・平川地区)における課題

- 地区の総人口は減少が続いているものの、父母ともにフルタイム勤務である保護者が多く、幼保施設の利用割合が高くなっていますが、地域に多様なサービスを提供できる幼保施設が少ないため、就労形態に応じたニーズに対応する必要があります。
- 吉野田保育所は市立幼保施設で最も建設が古く、施設の老朽化が進んでいることから、早期に対策を講じる必要があります。
- 内陸部ではすべての幼保施設で定員を下回っており、将来的な人口動向を見据えた適正な施設のあり方を検討する必要があります。
- 子育て中の親子が身近な場所で気軽に集まって相談や交流ができる「子育て支援センター」について、臨海部では市立の「そでがうらこども館」のほか、私立保育園に併設されたセンターが存在しますが、内陸部には常設の子育て支援センターがないことから、地域に居住しながらの子育てに影響を及ぼしています。

7. 市立幼児教育・保育施設の基本的な考え方

市立幼保施設の今後のあり方について検討するにあたり、これまでの現状や課題などから、本市における今後の幼児教育・保育施設に関する基本的な考え方を以下のとおり取りまとめます。

(1) 幼児期における教育・保育環境の向上

- 乳児期における情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、教育・保育の安定的な提供を図ります。
- 平成30年の「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」改正により、乳児期の保育に関する「保育に関するねらい及び内容」が、また、幼児期の教育・保育に関する「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が統一されたことから、幼児教育・保育施設の区分なく、小学校教育との円滑な接続を目指します。
- 配慮を必要とする児童の対応においても、集団生活を通して同じ場で学び育つインクルーシブ(包含的)教育の実践を目指します。
- 現在、私立幼保施設では、各施設の特色に基づく多様な幼児教育・保育の実施のほか、ニーズに応じた一時保育や病児保育、休日保育などのサービスの提供、ICTの活用などの先進的な取組が行われていることから、引き続きこれらのサービスを活用し、保育環境の向上を図ります。
- 市立幼児教育・保育施設の多くは昭和 50 年代に建築された施設であり、近い将来に改築が必要となるため、施設整備にあたっては効果的なマネジメントの観点から、多様な手法の検討を図ります。



幼児教育・保育施設の区分なく、未来を担う子どもたちが、等しく質の高い教育・保育を受けることができることを目指し、多様な手法による幼児教育・保育環境の向上を図ります。

(2) 幼児教育・保育ニーズの変化への対応

- 全国的な少子高齢化に伴う人口減少社会において、本市では臨海部における転入者の増加により人口が増加していますが、すでに内陸部では減少傾向が続いており、10～20年後には総人口も減少に転じると推計されています。一方で、核家族化の進展や共働き世帯の増加により、当分の間は保育ニーズが増加するものと推計されます。
- 保育ニーズ増加への対応として、市は民間事業者による保育施設の整備を支援しており、多くの児童が私立保育施設を利用していることから、将来、ニーズ量が減少した場合は、民間事業者の事業継続を支援しつつ、市立保育所が調整機能を担うことで、ニーズ変化への対応を図ります。
- 子育て世帯の就労形態の変化や、幼児教育・保育の無償化により、幼稚園における3歳からの就園希望が増えるとともに、幼稚園と保育園の機能と特徴を併せ持つ認定こども園への就園希望は、今後さらに増加することが想定されます。
- ニーズ変化への早期かつ柔軟な対応にあたっては、施設整備及び運営に国や県の財源が見込める民間活力を積極的に導入することとします。



市立保育所は地区ごとに整備されていますが、今後は長期的かつ地域別の保育ニーズの動向を踏まえ、民間活力を積極的に導入しながら、市内全域の視点に基づいた幼保施設の配置を目指します。

(3)多様な子育て支援と将来のまちづくりへの対応

- 平成27年4月より、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるとともに、社会全体で子どもの育ち、子育てを支える「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことから、市が中心となって、必要とするすべての家庭が利用できる子育て支援を目指します。
- 身近な地域で子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図る「地域子育て支援事業」の拡充を図るため、幼保施設における地域の子育て支援事業の一体的実施を推進します。
- 少子化対策を推進するため、令和元年10月の保育無償化など、子育て世帯の負担軽減が図られてきましたが、今後も更に子どもを産み育てやすい環境の構築を目指します。



幼児教育を含む子育て支援の充実は、子育て世代にとって重要な要素であり、現在の子育て世代が本市に住み続けるだけでなく、さらにその次の世代も本市に住んでいただくことが市の持続的発展の基本であることから、将来のまちづくりに向けた幼児教育・保育施設の充実を図ります。

8. 市立幼児教育・保育施設のあり方に関する方針

本市では、特色ある子育て・教育の充実を推進するとともに、近年、保育ニーズの増加・多様化に対して、民間事業者による保育園及び認定こども園の整備を推進してきたところです。

今後も、次代を担う子どもたちの健全育成に必要な幼児教育・保育サービスを持続的に提供し、将来のまちの発展に寄与するため、社会環境とともに変化するニーズに対応しつつ、多様な手法による教育・保育環境の向上を目指して、市内全域の視点に立ちながら、地域を定めて市立の幼児教育・保育施設に関する配置等の計画を策定することとします。

また、具体的な計画の策定にあたっては、多様な幼児教育・保育の実施や施設マネジメントの観点から、民間活力を積極的に導入することを基本とし、等しく質の高い教育・保育を受けることができるだけでなく、特別な配慮を必要とする子どもが同じ場で学び育つインクルーシブな幼児教育・保育の場の提供や、地域における子育て環境の向上を図ります。

なお、地域ごとの計画策定については、幼児教育・保育施設の連携や、子育て支援センターの早期整備などを推進するため、平川地区から実施することとします。

平川地区における幼保連携の推進に向けての考え方

1 平川地区のまちづくり

本市では、海岸の埋め立て造成によるコンビナートの形成や、臨海部における住宅地開発による人口の飛躍的増加、東京湾アクアラインの開通による都心をはじめとした各地へのアクセス性の向上などにより、自然と産業が調和したまちづくりを進めてきました。

平川地区においては、横田駅周辺を市街化区域とするとともに、道路網や農業基盤の整備など、豊かな自然環境のもとで快適な住環境の向上を図ってきたところですが、市内において少子高齢化及び人口減少が最も進行していることから、将来の人口減少抑制に向けた施策の展開が課題となっています。

中長期的には地域振興に寄与する土地利用の誘導や、地区計画制度による既存集落の活性化などが挙げられますが、令和2年の袖ヶ浦市総合計画策定にあたり頂いた市民意見において、子育て世代・若年層を呼び込む施策の充実や、子育て関連施設・サービスの充実が挙げられていることなどから、平川地区のまちづくりの中核を担う、子育て支援の拠点施設については早期の整備が重要となっています。

2 子ども子育て支援新制度と本市の幼児教育・保育の取組み

(1) 子ども・子育て支援新制度

すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す「子ども・子育て支援法」等に基づき、平成27年から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

新制度では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、市町村が実施主体となって、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされています。

幼児期における教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っており、幼稚園だけでなく、保育所における教育や、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持ち、新制度のもとで推進されている「認定こども園」における教育なども含んでいます。

また、就労などの理由から家庭で保育のできない保護者に代わって実施する保育については、共働き世帯の増加や核家族化の進行、就労形態の多様化等により、利用する子育て世代の割合が増加しており、従前からの児童福祉に基づく子どもの発達に向けた保育の提供だけでなく、安心して子育てできる環境の構築に向けた保護者への支援も、保育所の役割として重要視されています。

さらに、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などに伴い、子育て世代は子育てに対して様々な不安を抱えていることから、子どもの健全な育成に寄与するため、身近な地域で気軽に交流や相談ができる環境づくりが求められています。

◇ 子ども・子育て支援新制度における教育・保育の場の区分

(内閣府・文科省・厚労省「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」より)

○幼稚園(3～5歳)

→小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校

利 用 時 間: 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施

利用できる保護者: 制限なし

○保育所(0～5歳)

→就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

利 用 時 間: 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

利用できる保護者: 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

○認定こども園(0～5歳)

→幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設

・ 0～2歳

利 用 時 間: 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

利用できる保護者: 共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

・ 3～5歳

利 用 時 間: 昼過ぎごろまでの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園により延長保育も実施

利用できる保護者: 制限なし

●2つのポイント

- ① 3～5歳のお子さんは、保護者の働いている状況に関わりなく教育・保育と一緒に受けま
す。保護者の就労状況が変わっても通い入れた園を継続して利用できます。
- ② 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親
子の交流の場などに参加できます。

○地域型保育(0～2歳)

→保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業

利 用 時 間：夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施

利用できる保護者：共働き世帯、親族の介護などの事情で、家庭で保育のできない保護者

●4つのタイプ

- ① **家庭的保育**（保育ママ）：家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にきめ
細かな保育を行います。
- ② **小規模保育**：少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ
細かな保育を行います。
- ③ **事業所内保育**：会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に
保育します。
- ④ **居宅訪問型保育**：障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で
保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

(2)本市におけるこれまでの幼児教育・保育の取組み

本市では平成28年3月に、市立幼稚園入所率低下への対応や保育所入所待ち児童の受け入れ枠の拡大、幼児教育・保育の多様な市民ニーズに対応等を図るため「袖ヶ浦市の幼児教育・保育の取組みについて」を策定し、以下の取組みについて推進してきました。

①市立幼稚園を1幼稚園体制とし中川幼稚園を有効活用した幼児教育の継続

市立幼稚園の運営や教育内容に対する高い保護者評価に今後に対応するため、老朽化などの課題がある今井幼稚園を耐震改修済みの中川幼稚園へ統合し、市立幼稚園の運営を継続していく。

→平成31年4月、今井幼稚園を中川幼稚園へ統合

②昭和地区での認定こども園による保育の量的拡充及び多様な保育サービスの提供

昭和地区には保育所（園）が3箇所あるが、土地区画整理事業に伴う人口増加が予想されており、増加する保育需要へ対応するため、新規施設を整備する。

→平成30年4月、袖ヶ浦駅海側土地区画整理地内に「私立幼保連携型認定こども園まりん」開園

③その他の地区の幼児教育・保育施設の整備

- ・長浦地区では、幼稚園2箇所、保育所（園）3箇所及び平成28年1月に開園した小規模保育事業所により、当面のニーズに対応しつつ、状況把握に努める。

- ・根形地区では、今後大幅な人口増加が予想されないことから、定員を増加した施設にて、当面のニーズに対応する。

- ・平川地区では、全市を対象とした市立幼稚園1園と市立保育所2箇所、幼児教育・保育を提供する。また、子育て支援センターの設置について検討を行うとともに、吉野田保育所の耐震性を早期に確認する。

→平成29年8月、吉野田保育所建物調査実施

④今後の幼保連携の推進

- ・各施設における一貫性のある幼児教育・保育を提供するため、市立幼稚園・保育所共通の幼児教育カリキュラムの作成に取り組み、幼児教育・保育の質の向上や小学校との円滑な接続等を目指す。

→平成29年11月、「袖ヶ浦市幼児教育カリキュラム」を策定

- ・市立施設の認定こども園化については、先進事例等を精査しながら引き続き検討を行っていく。

3 幼児教育・保育を取り巻く環境の変化

(1) 幼児教育・保育の無償化の実施

幼児教育・保育の無償化については、子ども子育て支援法の制定に伴い検討が始まり、平成29年12月の「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を趣旨として、令和元年10月より実施されました。

これにより、3～5歳における幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育等の利用料が無償化（新制度の対象とならない幼稚園は、月額上限25,700円まで）となるとともに、0～2歳の利用料においても住民税非課税世帯を対象として無償化とされたところであり、保護者における幼児教育・保育施設の選択基準は、費用負担から、各家庭の生活スタイルに合ったサービスの提供に重点が移っています。

(2) 市立幼児教育・保育施設の現状

本市では、臨海部で急増する子育て世代の保育ニーズに対応するため、令和2年3月策定の「袖ヶ浦市子育て応援プラン（第2期）」において、令和6年度までの教育・保育の量の見込みを推計し、主に保育需要が急増している臨海部において、待機児童の解消に向けた私立保育施設の早急な整備を進めています。

一方、平川地区では「袖ヶ浦市の幼児教育・保育の取組みについて（平成28年3月策定）」に基づき今井幼稚園と統合された中川幼稚園と、既存の平川保育所・吉野田保育所の3施設で幼児教育・保育を提供しています。地域での入園・入所に関する課題は少ないものの、中川幼稚園の利用児童数は減少しており、保育所についても、臨海部に近年新設されている私立保育施設と比較して機能面の格差が広がっている状況です。また、身近な地域での交流・相談を行う子育て支援拠点についても未整備の状況となっています。

更に、国の「三位一体改革」等の影響により、市立保育所の整備・運営に対する国の支援が削減されていることに加え、幼児教育・保育の無償化による市立幼稚園・保育所の財源についても市負担となったことにより、市立幼稚園・保育所の施設整備及び運営に大きな影響を及ぼしています。

4 平川地区幼保連携推進に向けた基本的な考え方

「袖ヶ浦市の幼児教育・保育の取組みについて（平成28年3月策定）」のうち、未実施の取組みである、平川地区における子育て支援センターの設置検討や、市立施設の認定こども園化の検討については、幼児教育・保育を取り巻く環境の変化を踏まえ、袖ヶ浦市総合計画の第1期実施計画において「平川地区幼保連携推進事業」及び「地域子育て支援拠点事業」を位置付け、平川地区における幼児教育及び保育施設のあり方及び施設整備の推進とあわせて、子育て支援センターの設置を検討するとしたところであり、実現に向けた検討を進めるにあたっての基本的な考え方を以下のとおり示します。

(1) 子ども・子育て支援の拠点となる施設の整備

まちの持続的な発展においては、子育て世代を含む若年層が地域に魅力を感じることが大きな意味を持っています。

平川地区は豊かな自然環境などのポテンシャルを有しているものの、全国的な課題である人口減少や少子高齢化が進行しています。

このため、平川地区の活性化に向けた子育て支援施策の一環として、地域で育った若年層の流出を抑制するとともに、新たな子育て世代の呼び込みを目指し、安心して子育てできる幼児教育・保育施設の整備を図ります。

また、新たな施設の整備にあたっては、多様化する子育て世代のニーズに対応するため、子ども・子育て支援新制度の趣旨にあるように、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する拠点となる施設の整備を目指します。

(2) 市立幼児教育・保育施設のあり方に関する方針の検討

平川地区の幼保施設の整備にあたっては、市内全域での市立幼児教育・保育施設のあり方を検討し、全市的な基本方針を定め、平川地区における幼保連携推進に適した施設の整備計画を策定します。

また、具体的な整備計画の策定にあたっては、施設を利用する保護者をはじめとした地域の理解が重要となることから、必要に応じて説明会を開催するなど、地域との相互理解を深めながら検討を進めていきます。

議 題

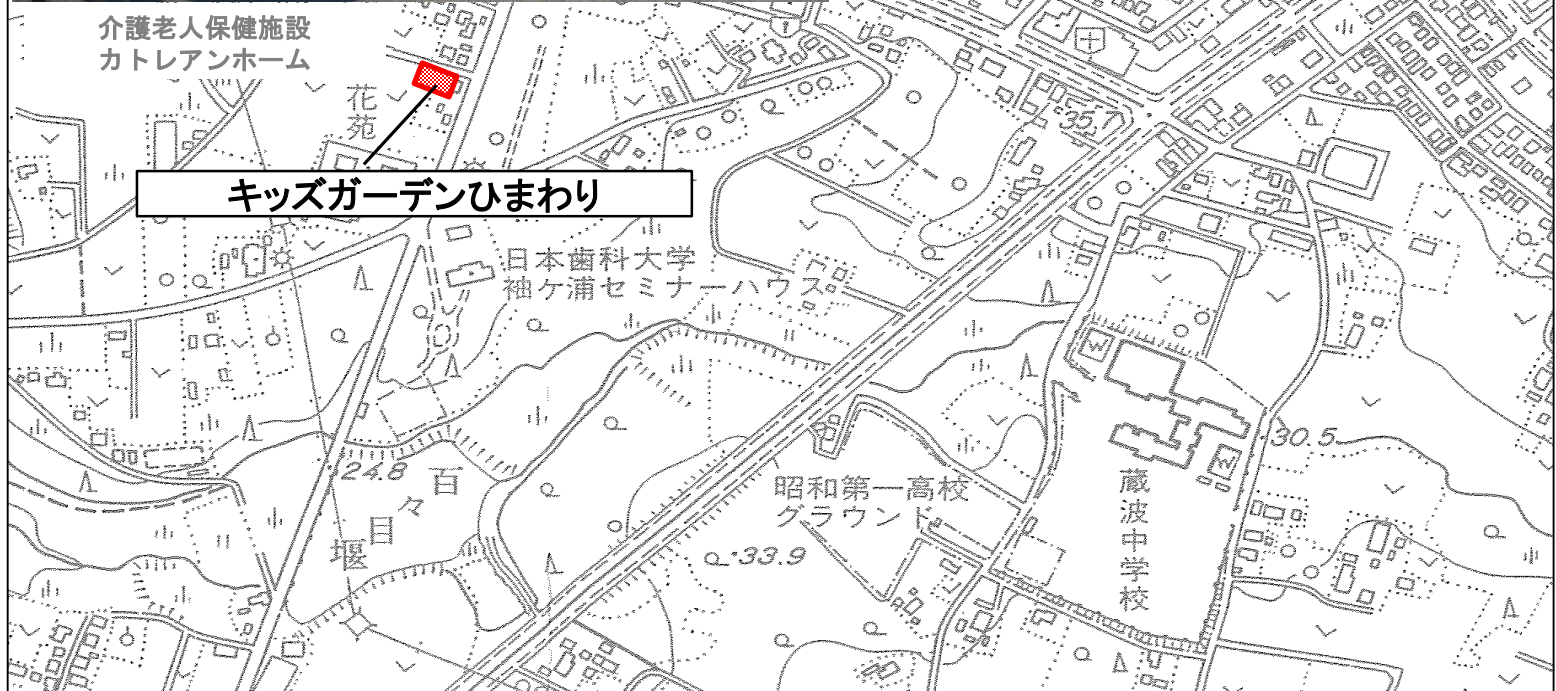
(4) その他

認可・利用定員の変更について
(キッズガーデンひまわり)

キッズガーデンひまわりの概要

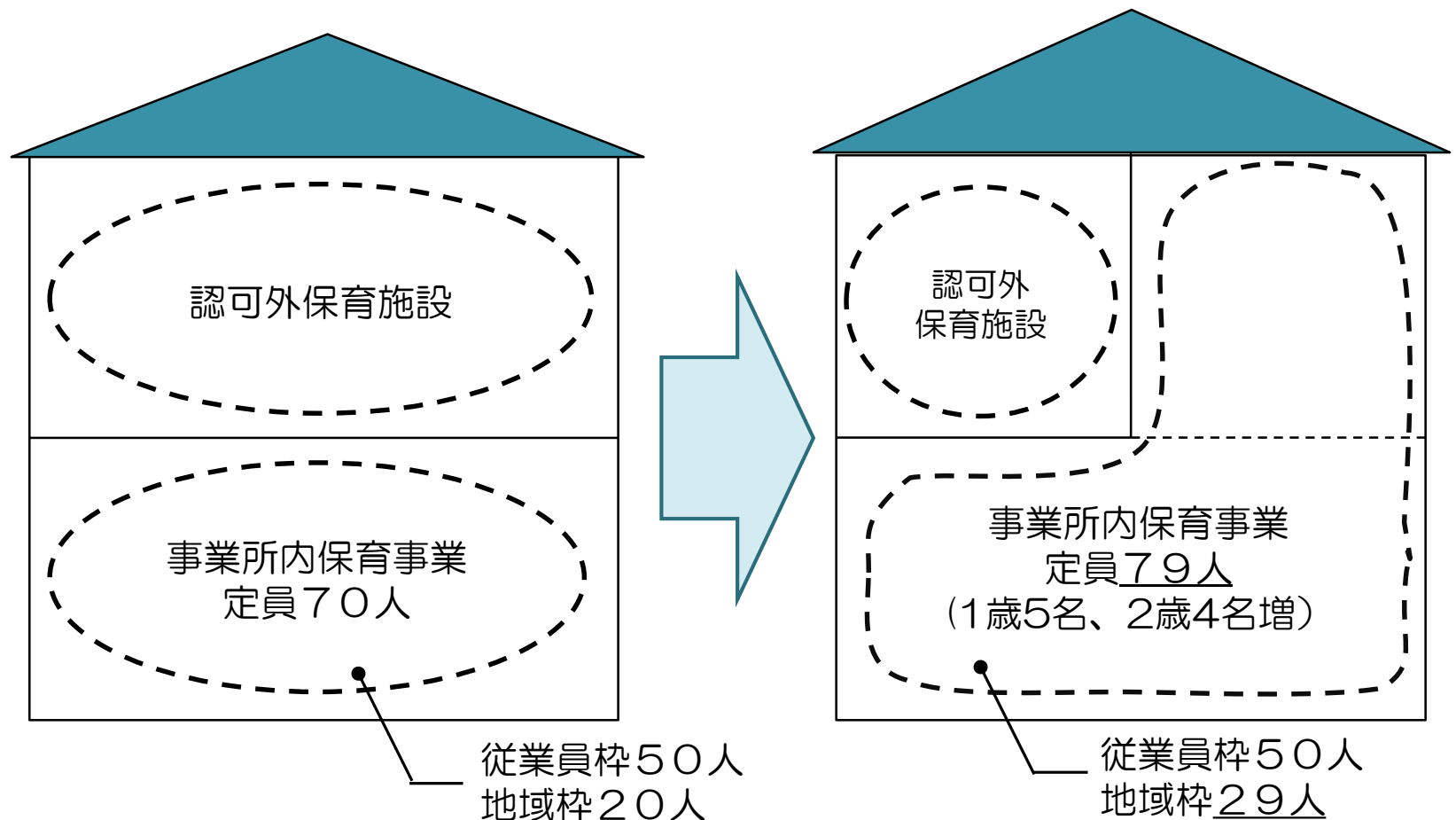
施設の種類	事業所内保育事業
運営主体	社会医療法人社団さつき会
事業運営（委託）	(株)スミレ調剤薬局
所在地	袖ヶ浦市蔵波
開園日	平成30年4月1日
開所予定時間	午前7時から午後7時まで
定員	従業員枠50人（0歳:15人 1歳:17人 2歳:18人） 地域枠 20人（0歳: 6人 1歳: 7人 2歳: 7人）
屋外遊技場（代替地）	400m ²
給食	自園調理
備考	1階部は、認可保育所「キッズガーデンひまわり」 2階部は、認可外保育所「さくらんぼ保育園」

位置図・外観写真



認可・利用定員変更の概要（予定）

- 現在2階部で運営している認可外保育施設の規模を縮小し、認可保育施設の拡充を行うものです。
（地域枠を9名増員予定）



袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿

任期 R3.4.1～R5.3.31

NO	役 職	氏 名	所 属 等
1	委員	いのうえ みすず 井上 美鈴	清和大学短期大学部
2	〃	あきやま けいこ 秋山 恵子	千葉県君津健康福祉センター地域保健課
3	〃	たかなし かつとも 高梨 勝智	木更津警察署 生活安全課
4	〃	おぐま ただし 小熊 良	千葉県君津児童相談所
5	〃	せ や まこと 瀬谷 眞	袖ヶ浦市自治連絡協議会
6	〃	や な せ よしえ 柳瀬 芳枝	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 民生委員
7	〃	こばやし きよこ 小林 清子	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会 主任児童委員
8	〃	ふくしま ようこ 福島 桜子	児童サービスセンター（社会福祉法人千葉県社会福祉事業団）
9	〃	た な か なおこ 田中 直子	NPO法人子どもるーぷ袖ヶ浦
10	〃	さえぐさ か よ こ 三枝 加代子	そでがうらこども館
11	〃	さいとう しげのり 齊藤 重徳	袖ヶ浦市小中学校教頭会
12	〃	かんざき たもつ 神崎 保	袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園
13	〃	たけい ちひろ 武井 千尋	みどりの丘保育園
14	〃	かどい ゆうすけ 門井 祐介	有限会社すみれ福祉会
15	〃	おおくま けんじ 大熊 賢滋	袖ヶ浦市商工会
16	〃	ほそや よしこ 細谷 由子	J A きみつ女性部
17	〃	やま の い ひでゆき 山野井 英之	連合千葉南総地域協議会
18	〃	いちばら さちこ 市原 幸子	保護者推薦委員
19	〃	つちだ ゆ か 土田 由圭	保護者推薦委員

※順不同・敬称略

	氏 名	所 属 等
事務局	かりまい みきたか 荻米 幹隆	袖ヶ浦市市民子育て部長
	こんどう ひであき 近藤 英明	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課長
	うるしはら さとみ 漆原 聡美	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班長
	たかいし げんき 高石 元気	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課こども家庭班長
	ふかい ひろあき 深井 洋明	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班 主査
	さいとう たかひろ 斎藤 貴裕	袖ヶ浦市市民子育て部子育て支援課子育て環境推進班 副主査
	やまなか ちやす 山中 千康	袖ヶ浦市市民子育て部保育幼稚園課長
	いまむら つよし 今村 豪	袖ヶ浦市市民子育て部保育幼稚園課副課長（施設管理班長事務取扱）
	もりもと よしひろ 森本 芳弘	袖ヶ浦市市民子育て部保育幼稚園課副課長（認定・給付班長事務取扱）
	もき ひろこ 茂木 敬子	袖ヶ浦市市民子育て部健康推進課副課長（すこやか親子班長）
	いそべ まさし 磯部 正史	袖ヶ浦市教育部学校教育課副参事（指導班長事務取扱）
	い い かつのり 伊井 勝典	袖ヶ浦市教育部学校教育課副課長（学事保健班長事務取扱）

○袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例

(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議（以下「子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。
- (5) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

(組織)

第3条 子育て支援会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 事業主
- (6) 労働者

(7) 子どもの保護者

(8) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て支援会議に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子育て支援会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て支援会議の会議（以下この条及び第8条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て支援会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の公布以後、初めての委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第26号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成27年条例第13号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 令和3年度の予定

第1回 令和3年 6月21日（月）	議題 （1）委員長及び副委員長の選出について （2）子育て支援施策について （3）市立幼保施設のあり方に関する検討について
第2回 令和3年 8月下旬	議題（予定） （1）小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について （2）認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について （3）平川地区幼保連携推進事業に関する検討について
第3回 令和3年 10月下旬	議題（予定） （1）子育て応援プランの進捗状況報告等 （2）小規模保育事業所の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について （3）平川地区幼保連携推進事業に関する検討について
第4回 令和4年 2月中旬	議題（予定） （1）認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について

【参考】これまでの会議議題

●R 2（書面会議1回・会議3回）

- ・子育て支援施策について
- ・子育て応援プランの令和元年度進捗状況報告について
- ・令和2年度子育てアンケートの調査結果について
- ・市立幼児教育・保育施設の今後のあり方検討に係る現状と課題について
- ・認可保育所の利用定員の設定に係る意見聴取について
- ・袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員改選について

●R 元（5回）

- ・子育て支援施策について
- ・次期「袖ヶ浦市子育て応援プラン」の策定について
- ・子育て応援プランの進捗状況等について
- ・次期計画策定に係る課題の整理等について
- ・特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について
- ・幼児教育・保育の無償化に関する概要について
- ・次期計画の骨子案について
- ・次世代育成支援行動計画に係る計画事業について
- ・教育・保育の量の見込み及び定員等の確保方策について
- ・袖ヶ浦市子育て応援プラン（案）について
- ・パブリックコメントの結果について
- ・特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取について

●H 3 0（4回）

- ・子育て支援施策について
- ・平成29年度整備施設の現地視察（認定こども園まりん）
- ・子育て応援プランの進捗状況等について
- ・子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査について
- ・放課後児童クラブの整備状況について
- ・平成30年度整備施設の現地視察（昭和放課後児童クラブ）

●H 2 9 （４回）

- ・次世代育成支援後期行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の推進状況報告
- ・保育所の利用定員の設定に係る意見聴取
- ・認定こども園の利用定員の設定に係る意見聴取
- ・事業所内保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取
- ・子育て応援プランの変更に係る意見聴取

●H 2 8 （４回）

- ・子育て応援プランの変更に係る意見聴取
- ・次世代育成支援後期行動計画及び子ども・子育て支援事業計画の推進状況報告
ほか

●H 2 7 （４回）

- ・子育て応援プランについて
- ・幼保連携の推進、小規模保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取
- ・次世代育成支援後期行動計画推進状況報告　ほか

●H 2 6 （６回）

- ・子ども・子育て支援新制度に係る準備（条例整備）
- ・子ども・子育て支援事業計画策定に関する意見聴取
- ・次世代育成支援後期行動計画推進状況報告　ほか

●H 2 5 （２回）

- ・袖ヶ浦市子ども・子育て支援計画にかかるニーズ調査
- ・次世代育成支援後期行動計画推進状況報告